

特別養護老人ホーム一重の里 利用料金表

介護老人福祉施設（ユニット型個室）

令和元年11月～

【利用料金表】利用負担限度額が第4段階の場合【1割負担】

介護度	1日あたりの利用料 (参考)		自己負担額	介護福祉施設サービス費	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	看護体制Ⅰ	栄養マネジメント	合計単位数
要介護1	821円	食費 1,392円 居住費 2,640円	4,853円	638単位	46単位	18単位	4単位	14単位	720単位
要介護2	897円		4,929円	705単位					787単位
要介護3	981円		5,013円	778単位					860単位
要介護4	1,058円		5,090円	846単位					928単位
要介護5	1,134円		5,166円	913単位					995単位
※1 自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算を含む）－保険給付額＋食費・居住費				1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費 居住費	自己負担額 (1ヵ月)
注：介護職員処遇改善加算(8.3%)・介護職員等特定処遇改善加算(2.7%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）				10.27円	254,449円	229,004円	25,445円	43,152円 (1日1,392円×31日)	150,437円
					278,121円	250,308円	27,813円		152,805円
					303,920円	273,528円	30,392円		155,384円
					327,951円	295,155円	32,796円	81,840円 (1日2,640円×31日)	157,788円
					351,624円	316,461円	35,163円		160,155円

その他算定することができる費用（1日当たり）	単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
初期加算(30日まで)	30単位	308円	277円	31円
療養食加算(※1食あたり)	6単位	61円	54円	7円
個別機能訓練加算	12単位	123円	110円	13円
看取り介護加算				
・死亡日以前4日以上30日以下	144単位	1,478円	1,330円	148円
・死亡日の前日及び前々日	680単位	6,983円	6,284円	699円
・死亡日	1280単位	13,145円	11,830円	1,315円
低栄養リスク改善加算(※1月当たり)	300単位	3,081円	2,772円	309円
※新規入居時、再入居のときのみ6ヶ月以内の期間に限り算定				
再入所時栄養連携加算	400単位	4,108円	3,697円	411円
※再入居時に1回に限り算定				
入院・外泊時費用(6日まで) ※月末に入院した場合には、翌月再度6日間算定	246単位	2,526円	2,273円	253円
生活機能向上連携加算(※1月あたり)	200単位 又は 100単位	2,054円 又は 1,027円	1,848円 又は 924円	206円 又は 103円

※1日あたりの利用料(自己負担額)は参考数値です。実際の利用日数の合計単位数に1単位あたりの単価を乗じた後に算出していますので、1円単位の端数を処理する関係上誤差が生じます。

※居住費・食費については介護保険負担限度額認定証の提示により、第1段階～第3段階の各負担限度額までのご負担となります。

※その他の加算が追加される場合がございます。

《施設利用に関する費用》

介護給付費の1割(自己負担額) + 食費 + 居住費 + その他加算費用 = 施設利用料(月額)

※日常費(理美容代、医療費、薬代、お小遣いなど)は実費で必要になります。

※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

特定入所者介護サービス費（食費・居住費の減額）について

◆特定入所者介護サービス費の適用を受けるためにはお住まいの区の区役所への申請が必要です。
（認定を受けると「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。）

◆この制度の対象となる方

(1) 次の①・②のいずれにも該当する方

①世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税

※被保険者本人と世帯が分かれている配偶者の所得も判定の対象となります。

配偶者が別世帯でも、市町村民税が課税されている場合は対象となりません。

②預貯金等（現金や有価証券を含む）の額が単身の場合1,000万円以下、

夫婦の場合2,000万円以下の場合

(2) 生活保護を受けている方

(3) 老年福祉年金を受給している方で、世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税の方

◆介護老人福祉施設（ユニット型居室）食費・居住費

【利用者負担段階別一覧】

利用者負担段階	食事(日額) 負担限度額(円)	居住費(日額) 負担限度額(円)	
第1段階	300	820	・生活保護受給者 ・配偶者と世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で老齢福祉年金受給者
第2段階	390	820	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間80万円以下の方
第3段階	650	1,310	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間80万円を超える方。
第4段階	1,392	2,640	・上記以外の方（配偶者または同じ世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる方）

※1 合計所得金額・「事業」「給与」「課税年金」「株式の配当」などの収入金額からそれらの必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額等）を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡に係る分離課税所得の合計額。（「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除をする前の金額。）

※2 非課税年金＝遺族年金・障害年金の収入

《施設利用に関する費用》

介護給付費の1割（自己負担額）＋食費＋居住費＋その他加算費用＝施設利用料（月額）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	個人により異なります。				
第2段階	62,955円	65,323円	67,902円	70,306円	72,673円
第3段階	86,205円	88,573円	91,152円	93,556円	95,923円
第4段階	150,437円	152,805円	155,384円	157,788円	160,155円

※日常費（理美容代、医療費、薬代、お小遣いなど）は実費で必要になります。

※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

令和元年11月1日改定